

Renaissance



弁護士法人

愛知総合法律事務所

ルネサンス

2024.8

暑中お見舞い申し上げます

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して

No.60



AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上文男	弁護士 西尾 進	弁護士 鈴木秀行	弁護士 尾関栄作	弁護士 檀浦康仁	弁護士 勝又敬介
弁護士 渡邊健司	弁護士 水野憲幸	弁護士 森下 達	弁護士 奥村典子	弁護士 小宮 仁	弁護士 遠藤悠介
弁護士 横井優太	弁護士 服部文哉	弁護士 中内良枝	弁護士 居石孝男	弁護士 深尾 至	弁護士 佐藤康平
弁護士 鈴木嘉津哉	弁護士 安井孝侑記	弁護士 加藤純介	弁護士 三宅祐樹	弁護士 牧村拓樹	弁護士 岩田雅男
弁護士 田中隼輝	弁護士 丸山浩平	弁護士 小出麻緒	弁護士 長沼寛之	弁護士 西村綾菜	弁護士 中村 展
弁護士 松山光樹	弁護士 鈴木智大	弁護士 浅野桂市	弁護士 加藤怜樹	弁護士 浅井 航	弁護士 藤本健太郎
弁護士 黒田雅明	弁護士 藤村 衛	弁護士 森田侑実重	弁護士 山田瑞樹	弁護士 清水良恵	弁護士 坪内みなみ
弁護士 石川義人	弁護士 河野将磨	弁護士 矢野 栞	弁護士 富澤吉伸	弁護士 本田小夏	税理士 大橋由美子
税理士 大橋信義	司法書士 飛鳥井 顕	司法書士 上村 汀	社会保険 労務士 小木曾裕子	社会保険 労務士 大内直子	

愛知県弁護士会・岐阜県弁護士会・三重弁護士会・静岡県弁護士会・第一東京弁護士会・神奈川県弁護士会・大阪弁護士会・埼玉弁護士会 所属



この事務所報は再生紙を使用しております。

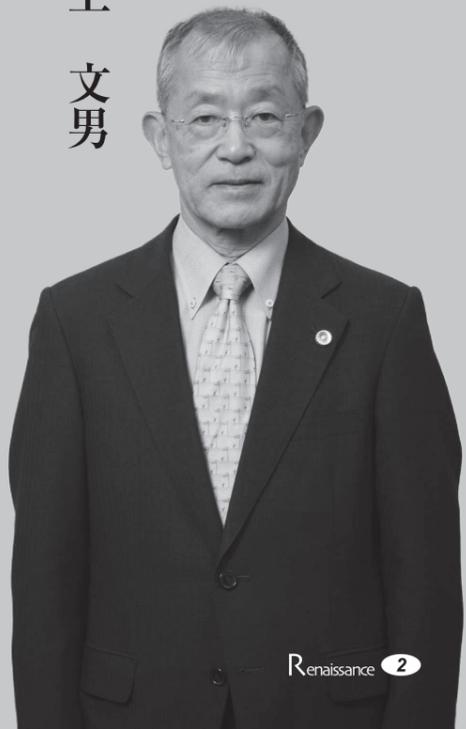
愛知総合法律事務所

検索

<https://www.aichisogo.or.jp>

ルネサンスの読者の皆様、 暑中お見舞い申し上げます。

代表弁護士 村上 文男



新支所開所における 成果と課題

1 愛知総合法律事務所の 支所開所の成果

当事務所の初支所は平成二十二（二〇一〇）年開所の小牧事務所です。
開所の理由は私が平成十九年四月から一年間日本弁護士連合会の副会長として東京の日弁連ビルで過ごしていた頃にあります。当時日弁連では「過疎地に弁護士を」を合言葉に弁護士がいな

す。その思いから副会長退任二年後に小牧市に支所を開所するに至りました。

小牧事務所の開所だけで満足せず、新たに法律事務所がない地域として津島市に津島事務所を開所しました。その後三カ所目は名古屋市内に新瑞橋事務所を開所しています。新瑞橋事務所開所以降からは経営的なことも加味しながら当事務所の拡大のための開所を行ってきました。現在では東海三県に加え、東京都、静岡県、大阪府、神奈川県、埼玉県と現在十九の支所を展開しています。

進んでいます。多くの場合開所一〜三カ月は赤字ですがその後は黒字に転換します。最近では支所開設月から黒字化するところが少なくありません。
困難なことが待ち受けていると思いますが、全国展開の道を実践していきたいです。

2 支所開設の課題

まずは支所の開所後は経営的に成り立たなければなりません。それと同時に当事務所としての理念に基づいた一体感を持った開所できない限りありません。更には弁護士不足もあり、弁護士の大

量採用が難しいです。事務局の採用も簡単ではありませんし、本部で研修をした事務局を配属しなければなりません。全国展開ですので遠方の支所についても、一体感を持つて本部と同様の支所経営をするのは並大抵ではありません。新支所展開のため弁護士、事務局の異動も異動者の理解を得ながら進めなければなりません。全国展開にふさわしい弁護士・事務局の採用は一大事業です。

課題が多く、困難であればあるほど、全国展開への夢が膨らみます。



共同代表弁護士 横井優太

が裁判所に直接出廷することなく審理に臨む機会が増加しました。その結果、これまで移動に費やしていた時間をお客様とのお相談や打ち合わせに充てるできるようになりました。裁判所の手続では現在もFaxや紙の書面の提出を求められるケースが多く、完全にペーパーレスにすることは難しいですが、2026年5月までに予定されている民事訴訟記録の電子化が実現した後は、随時オンラインで裁判所の事件管理システムにアクセスして記録を閲覧することが可能になります。

弁護士がオンラインでやり取りする機会が飛躍的に増加してきたことや、日本弁護士連合会の総会決議により法律事務所に情報セキュリティ規程の作成が義務付けられたことを受け、当事務所でも情報セキュリティ規程を作成し、27の重点項目を定めました。これからは、生産性や事業継続力の向上と並行して、セキュリティの見直しと向上を図って参ります。

当事務所では、ネオジャパン株式会社のグループウェアdesknet's NEOを利用してスケジュール管理を効率化してきましたが、顧問先の事業者の皆様が、新型コロナウイルス感染症の流行や大規模災害の発生時に事業継続計画（BCP）を発動して、流行地域や被災地域の拠点をオンラインで応援していたのをヒントに、遠隔支援を駆使して生産性や事業継続力を向上させる取組を始めました。その一環として、2020年から仮想専用通信網（VPN）を利用して弁護士が外出先から案件の情報にアクセスすることを解禁したほか、2023年からZoom社のZoom-Phoneを導入し、弁護士が携帯電話から通話する際の事務所電話番号の発信表示や、外出中の弁護士への通話転送を可能にしました。2024年からは弁護士宛てに届く電子メールを担当事務局と一緒に受信する仕組みを一部で導入し、弁護士と事務局との連携に役立てております。

また、2020年から民事訴訟手続に、2023年から家事事件手続にウェブ会議システムが導入されたことにより、弁護士

サービス向上のための弁護士の働き方改革

2024年物流問題

弁護士・社会保険労務士双方の視点から見る問題点



Lawyer



弁護士 森下 達

2024年物流問題とは

働き方改革関連法により、物流業界では、2024年4月1日から、運転手の労働時間が制限されます。これにより、物流業界に生じるとされている問題が、2024年物流問題と言われています。

弁護士の視点からの問題点

働き方改革関連法により運転手の労働時間は制限されます。運転手の労働時間が制限されれば、運転手の給料が下がります。その結果、運転手は副業を始めるかもしれませんが、それでは労働時間を制限した意味がありません。これを防ぐためには、①:運転手の収入減が生じないように賃金を上げる、②:①のために会社が利益を増やす、③:②のために荷主が送料の値上げを受け入れる、という問題に帰着するのではないかと思います。ほか

にも、働き方改革関連法は労働者に適用され、個人事業主には直接は適用されないことも問題があります。荷主は、運送会社から個人事業主への発注に切り替えることで、働き方改革関連法の規制を逃れ、これまでと同じ物流を確保することを選ぶかもしれません。その結果、個人事業主の労働時間は制限されず、他方、受注が少なくなった運送会社は運転手の解雇を行うかもしれません。

このように、2024年物流問題は、物流が停滞するという問題以外にも、法律的な問題があります。働き方改革関連法の施行はゴールではなく、スタートであることを理解し、今後の流れに柔軟に対応していくことが重要だと思われる。

Labor and Social Security Attorney



社会保険労務士 小木曾 裕子
社会保険労務士 大内 直子

皆さんは物流の2024年問題というワードを耳にしたことはありますか？

簡単に言えば、働き方改革関連法に基づき、トラック運転手の労働時間等に制限が加えられることで生じる問題の総称であり、この制限はこの4月からすでに始まっています。

問題の一つとして、トラック運転手の時間外労働時間が年間960時間に制限されることで一人当たりの走行距離が短くなり、これまでと同じ物量、同じ日数で輸送を行うためには人員を増やす必要が出てくるため、コスト増大に繋がる上、人手不足がより深刻化する恐れがあります。

歩合給が多いドライバーにとってもこれまでは残業すればするほど稼げていたが、今回の規制により労働時間が減少することで収入が減少し、離職に繋がってしまう、会社側としても人手不足に

陥る上に輸送量を抑えてしまうことで売り上げが減少してしまうという労働者、事業者双方にとって避けがたい悪循環が生まれてしまいます。

この問題に対応していくためには、荷待ち・待機時間の削減や高速道路を含む適切な運用計画の作成、そして労働環境の見直しなど多くの対応策を行っていく必要があります。

2024年問題における社会保険労務士の期待役割として、労務管理の仕組みに関するご提案、またこれに伴う就業規則の見直しが挙げられます。これらを通じ今後物流業界を担っていく若者の就業率や定着率のUPを行っていくなど、社会保険労務士として、この問題に取り組んでいきたいと思えます。

最近の民法改正について

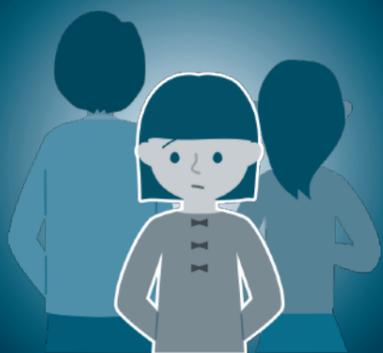
弁護士

西尾 進



民法の取り扱う分野は、大きく分けて物の所有権などの財産関係を扱う財産法の分野と、親族関係や相続関係などを扱う家族法の分野に分かれています。このうち家族法の分野については、先に相続法関係について大きな改正がなされ、親族法関係についても、つい先般国会で法律改正が可決されました(なお、改正法の施行は二年ほど先になります)。この改正のうちマスコミ等で最も問題とされているのは、未成年の子(満十八歳未満の子)がある夫婦が離婚する場合に、子の親権者をだれにするかという問題です。

改正前の現行民法では、未成年の子がある夫婦が話し合いによって離婚しようとする場合は、夫婦のどちらが子の親権者となるかを合意し、それを離婚届に記載して提出することとされています。改正法では、離婚した父と母が共同で子の親権を保有する共同親権という制度が設けられ、夫婦は①子の親権を共同親権にするか単独親権にするか、②単独親権にするかしたら親権者を父にするか母にするか、を合意しなければならぬこととされました。もともと、夫婦で協議しても合意に達しない場合には、家庭裁判所に親権者指定の審判又は調停の申し立てをした上で、離婚届を提出するという方法が認められ、その場合はいったん離婚届が受理された上で、親権者の指定について家庭裁判所の調停や審判手続きまで共同親権とするか、父又は母の単独親権とするかを定めることとなります。



副代表就任の挨拶と抱負



副代表弁護士
深尾 至

本年度、副代表に就任させていただくことになりました深尾至です。

2019年に当事務所の春日井事務所所長に就任させていただいてから、専ら春日井事務所の運営に尽力して参りましたが、本年度はこれに加え、副代表として当事務所全体の運営に関与させていただくことになります。責任ある大役を仰せつかることになり身が引き締まる思いです。

現在、当事務所は関東圏、関西圏にも支所を開所するに至っており、私が2015年に当事務所に入所したときには想像もできなかったほどの発展を遂げていますが、本年度もさらに発展を加速させるべく、副代表として微力ながら尽力させていただく所存です。

今後とも当事務所をどうぞよろしく願い申し上げます。



副代表弁護士
加藤 純介

この度、副代表を拝命した加藤純介です。

弁護士としての第一歩を当事務所で切ったのが既に7年以上前とのことで、過ぎる月日の速さを実感しています。

「入所が可能となれば将来はぜひとも責任ある立場を担い、御事務所の成長を支える弁護士の1人になりたい。」と面接で答えたのは既に8年以上前となりますが、まさか当時はこれほどまでに責任ある立場を拝命することになるとは思っておりませんでした。しかし、今も気持ちは変わっておりません。

入所当時は愛知県内に複数支所を構えるに留まった当事務所も、今や県外含め20の本部と支所を有するまでに成長しております。当事務所のさらなる発展のため、微力ながら尽力していく所存ですので、皆様今後ともお引き立てのほどよろしく願います。



副代表弁護士
松山 光樹

本年度の副代表に就任いたしました松山光樹です。

入所以降、多種多様な事件に取り組むとともに、浜松事務所所長、東京自由が丘事務所所長として事務所運営の一端を担って参りましたが、この度、副代表として、事務所全体の運営にも参画することとなりました。

事務所の運営は、事務所理念に基づいて行われます。理念の実現には終わりはなく、常に改善をしていくことが求められます。また、社会を取り巻く環境が常に変化している以上、理念の実現にも常に変化が伴っています。副代表として、変化を恐れず、理念の実現のため尽力することにより、少しでも皆様のためになる事務所となれるよう努力してまいります。

どうぞよろしく願いいたします。

暑さが続く中、皆様いかがお過ごしでしょうか。熱中症にならないよう対策を取られておりますでしょうか。本年は対策の年かと思えます。元旦に能登半島地震が起こり、直近でも大きな地震が続いております。いつ何が起きるか分からない状況であるため、事前対策は自分の身を守る防衛手段となります。法律も同じです。自分の身を守るために知り、対策をしていく必要があります。本書がその対策のきっかけになればと思っておりますので、是非一度ご一読ください。

ルネサンス編集委員一同

編集後記

after word

ルネサンス二〇二四年夏号を最後までお読みいただきありがとうございます。本号の表紙の写真は、知立神社にて毎年夏に開催される秋葉まつりの名物「手筒花火」の写真です。高さ7mを超える炎が上がる手筒花火は迫力満点で圧巻されました。手筒花火は戦国時代に始まったと言われております。その伝統が今も引き継がれているのは本当に素晴らしいことだと、改めて感じました。昨今はコロナや物価上昇など、経済的に厳しい状況が続いておりますが、誰もがこの花火のように力強く歩んでいけると信じています。

A・Nさん



弁護士法人

愛知総合法律事務所

名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号 ヤガミビル4階・5階・6階(受付)

TEL.052-971-5277 (代表) FAX.052-971-7876

※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。



無料法律相談専用回線

TEL.052-212-5275 受付時間:午前9時30分～午後5時30分

※発送先の変更停止をご希望される方は、弊社までご連絡ください(TEL:052-971-5277)